

# 手話言語法ニュース

2023年 4月 7日 NO.75

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・倉野直紀・大杉豊・間船博・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・倉野直紀（兼）・吉野幸代

↓解説動画↓



## 2022年度手話言語条例を考える行政担当者学習会 東西で対面式開催

2023年2月3日（金）、「2022年度手話言語条例を考える行政担当者学習会」を開催しました。

一昨年度、昨年度は対面開催を予定していたものの、結果的にWEBによる映像配信等での開催を余儀なくされました。今回は会場を2か所にして1会場50名と定員を抑えた上で、感染症対策を行って開催に漕ぎつけました。県や市町村の担当者が、関東会場（東京都・ヴェルサール田町）では43名（オブザーバー1名含む）、関西会場（兵庫県明石市・パピオスあかし）では47名参加しました。

挨拶の後、「手話言語条例の意義について～新しい手話言語の時代・障害者権利条約総括所見を受けて～」と題し、関東会場は連盟国際委員長 嶋本恭規氏、関西会場



〈関西会場〉連盟情報・コミュニケーション委員会委員長 中西 久美子氏

は連盟情報・コミュニケーション委員会委員長 中西久美子氏が講演しました。

特に、手話言語について「言語性」と「言語権」のふたつの「保障」を求める必要がある。「意思疎通」だけを充実しても手話言語の「言語権」は保障されない。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」と「手話言語法」は両輪をなして必要なものであるという説明には、「大変参考になった」「考え方が整理できた」という声が聞かれました。



〈関東会場〉埼玉県富士見市 障がい福祉課 加治 あゆみ氏

その後、沖縄県から事例報告（動画）と、埼玉県富士見市（関東会場）、北海道石狩市（関西会場）の事例報告がありました。

最後は、条例制定済みの自治体と未制定の自治体に分かれて活発なグループ討議が交わされました。制定済み

グループからは制定後の実効性をどう担保するか、関係者をどう巻き込んで進めていくかの好事例、未制定グループからは規模の小さい自治体ならではの悩み等が聞かれました。

参加者の皆さんからは持ち帰って施策に生かしたい等の感想をいただきました。



〈関東会場〉情報交換の様子



〈関西会場〉情報交換の様子

# きこえる?きこえない?

No.7 當 芳枝



北海道ろうあ連盟参与・手話言語法制定推進本部アドバイザーの佐藤英治様に寄稿していただきました。

## トラピスト大修道院の手真似辞典

佐藤 英治

現在の北海道新幹線の東京行き始発駅である新函館北斗駅から一時間あまりのところにトラピスト大修道院があります。

指文字は、そもそもの発祥は修道院においてでした。中世の昔、厳しい戒律の課せられていた修道院内では、沈黙の行というものがあつた。その間、修道士たちは手話や指文字でコミュニケーションをはかっていた。

これが指文字の起源といわれています。

スペインで生まれた指文字は、18世紀にフランス式の聾教育のなかに取り入れられました。アメリカに渡ったのは19世紀に入ってからで、日本の指文字はそのアメリカの影響を受けています。

アメリカ視察から帰った大阪市立聾学校の大曾根原助は、アメリカ式指文字をヒントに日本の指文字を考案し、かな45文字は「a.i.u.e.」から取られていることもあれば、「く」は「9」の形から取ったり「こ」はカタカナの「コ」の字をまねたりと和洋折衷型になっています。

トラピスト修道院は、カトリックの修道会の一つである戒律シトー会の修道院で、日本では主に北海道北斗市三ツ石に所在する「戒律シトー会灯台の聖母トラピスト大修道院」の通称です。



トラピスト修道院

「身振り」は厳密には手話言語ではありませんが、「修道院手話(サインランゲージ)」としてヨーロッパ六世紀以来の伝統を受け継いでいます。

北翔大学北方圏学術情報センター年表によると、修道院手話が北海道の聾教育界で紹介されたのは、昭和11年の日本聾啞協会発行の雑誌「聾啞会」No.76号において、当時の函館聾学校教頭・石垣喜久雄氏(北海道ろうあ連盟 連盟長・昭和36年~39年)によるものとされています。

### 「修道院の手真似辞典」

「シトー会習慣書(ラテン語)」の一項目に「手真似」があり、それを「手真似トラピスト辞典」と改めたものとされています。

この辞典には全部で533の単語が記載されています。少しご紹介します。

「アサ(朝)」…眼の下に指を当てる

「オフリ(終)」…両手の示指(=人差し指)を幾度もくつつける

「カミ(神)」…両手の拇指(=親指)と示指とを以て縦に三角を作り他の指は皆しめる

### 「ろう修道士」

2023年3月5日、北斗市で筆者は講演の機会があり、その際にろう修道士について聞き取り調査を行いました。修道院に在籍しているろう修道士と函館在住の会員が面談したことがあるということは、北斗ろう協会会員の聞き取りによって判明しています。

ですが、この函館在住の会員はかなり以前に亡くなっているため、このろう修道士が現在も在命しているかは定かではありません。

### <参考文献>

島津彰. 2016. 「戒律シトー会修道院(北海道・北斗市・当別)における身振り(gesture) 修道院手話(サインランゲージ)の現状」『北翔大学北方圏学術情報センター年報』8:P63-72.



# 条例成立情報

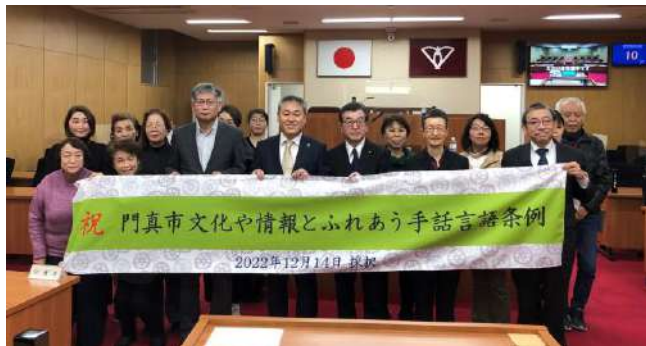
※今回掲載できなかった分は、次号に掲載します。

## 宮崎県串間市

2022年3月23日「串間市言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例」が成立しました。2022年4月1日施行です。

## 大阪府門真市

2022年12月14日「門真市文化や情報とふれあう手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



## 福島県相馬市

2022年12月14日「相馬市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。2023年1月1日施行です。



## 香川県坂出市

2022年12月19日「坂出市手話言語条例」が成立しました。2022年12月26日施行です。



## 奈良県葛城市

2022年12月20日「葛城市手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



## 大阪府泉佐野市

2022年12月21日「泉佐野市手話言語条例」が成立しました。2022年12月26日施行です。



## 大阪府泉大津市

2023年2月20日「泉大津市手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。





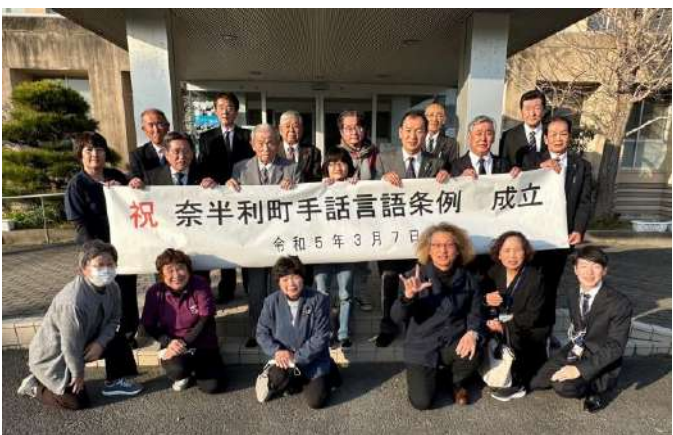
### 高知県田野町

2023年3月7日「田野町手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 高知県奈半利町

2023年3月7日「奈半利町手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 高知県北川村

2023年3月7日「北川村手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 埼玉県上里町

2023年3月9日「上里町手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 岐阜県山県市

2023年3月13日「山県市手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 山梨県

2023年3月16日「山梨県手話言語条例」が成立しました。2023年3月24日施行です。



9月23日が「やまなし手話言語の日」に制定されました!



### 大分県玖珠町

2023年3月17日「玖珠町手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### 埼玉県狭山市

2023年3月17日「狭山市手話言語条例」が成立しました。2023年3月24日施行です。



### 埼玉県鶴ヶ島市

2023年3月20日「鶴ヶ島市手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



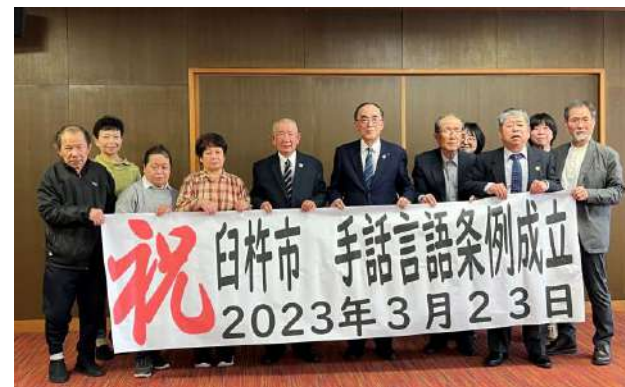
### 福島県会津若松市

2023年3月20日「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」が成立しました。2023年3月22日施行です。



### 大分県臼杵市

2023年3月23日「臼杵市手話言語条例」が成立しました。2023年4月1日施行です。



### こんなところに手話言語

2023年3月20日（月）、東京は全国で最も早い桜の開花発表となりました。

「今日3月20日、東京の桜の開花を発表します。」

東京都千代田区の靖国神社境内で、東京管区気象台の地上気象観測班班長の小林與朗さんが手話を交えて開花発表をして話題となりました。小林さんは個人的に手話の講座に通ったことがあり、最近も動画で手話の勉強をされているそうです。手話をつけて発表するのは昨年に引き続き2回目。一人でも多くの人に伝えたいという思いから手話をつけていると話されていました。

